

## むつ中間貯蔵施設に使用済核燃料を搬入させない

青森県議会議員 鹿内 博

## 1、主な理由

- (1) 原船むつやむつ小川原開発、核燃料サイクル等の不安、分断、混乱、苦悩に終止符を打ち、子どもたちに同じような苦勞させないようにするのが、私たちの責任（別紙1・3）
- (2) 先人から受け継いだ下北半島の魅力と歴史は私たちの誇りであり、これを次世代に引き継ぎ持続可能な地域振興に努めるのは私たちの使命で、核のゴミはこれに反する。
- (3) 再処理されなければ、高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）となるもので、原発立地地域も拒否しているものを受け入れ、国策の犠牲になる理由はない。
- (4) 50年以内の搬出の保証がない（別紙1）
  - ① 搬出先の再処理工場がない（六ヶ所再処理工場は、平成5年に着工して未だ本格操業できず、操業しても40年間の予定で、50年後に操業している根拠はなく、第二再処理工場やMOX燃料再処理工場の計画もない）
  - ② 50年後の再処理工場だけでなく、原発や燃料加工場、高レベル放射性廃棄物等の最終処分場が操業しなければ、再処理できず、それらの具体的計画がない。  
（令和3年10月のエネルギー基本計画は2050年を見据えて2030年を目標とし、それ以後の計画はない。計画を策定して従来のように実現しない計画は不要。（参考）
  - ③ 50年後は人口も減少し、電力エネルギーも減少し、再エネの拡大や省エネの技術改革等により、原発、再処理の必要性、重要性がさらに低下し、全量再処理の必要ない。（国はエネルギー需給見通しや発電コスト、経済性、安全性等を比較検討し示すべき。令和5年8月の国立社人研の人口推計は、2070年に8,024万人 2100年に6,300万人）
- (5) 六ヶ所の高レベル放射性廃棄物一時貯蔵期間を30年～50年とする安全協定や電力事業者の搬出確約書は最短であと1年、最長で2045年4月25日と困難であるにもかかわらず説明も具体的対応もない（別紙2）
- (6) 原子力政策、原子力事業は失敗、事故、約束違反の連続で、国・電力会社・事業者は信頼できない。（別紙3参考）
- (7) 50年以内搬出の保証も根拠もない中間貯蔵施設の操業を認めることは、六ヶ所村、東通村、大間町の原子力施設操業にも悪影響を与え、下北半島全体が不安で核のゴミ捨て場とのイメージダウンになる。（別紙3）
- (8) 50年間で多くの問題が発生することをわかりながら、その対応策も示さず、責任の所在が曖昧にもかかわらず、それらを不問にし、次世代に先送りすることはこれまでと同様の無責任の極みであり、決して許されない。（別紙1・3）
- (9) 貯蔵施設と金属キャスクが安全に管理される保証がない。  
（2020年9月に規制委員会更田委員長は、施設の操業後、保安検査などで重大な違反が発覚

した際に使用停止を命じても核燃料の行き場がないことが想定されると発言。下北半島海底断層の評価や津波、航空機事故、キャスクの健全性、安全性等への対応が不十分)

- (10) 現在、搬入を計画している柏崎刈羽原発の再稼働に新潟県が同意していないことから、搬入の緊急性、必要性はない。東京電力のこれまでの経緯を踏まえれば、原子力事業者としての信頼性と資格に欠け、使用済核燃料の搬入は認められない。(参考 別紙3)

## 2、今後の取り組み (公開質問状・対話集会・反対集会・チラシ等)

- (1) 「50年問題」と「下北半島を核のゴミ捨て場」にしないことをアピール
- (2) RFSは搬出に責任を持たず、国及び東京電力、日本原電と協定締結前に、50年後搬出の具体的明確な保証と根拠を求める。  
(令和6年4月にRFSは下北の会に「搬出計画について意見を申し上げる立場にない」と回答。令和3年のエネルギー基本計画は2050年を見据えて2030年を目標とし、50年後はない。)
- (3) むつ市、青森県、国、RFS、東京電力、日本原電会社に対してあらゆる段階での十分な情報公開と審議、検討及び市民、県民に対しては「説明」ではなく、「対話」を行い、意見の反映を求める。
- (4) 県市民アンケートあるいは世論調査・県民投票の実施を求める。

## 3、むつ中間貯蔵施設等の廃止措置方針

2018年12月に各原子力事業者から公表されたが重要なことが先送り、曖昧とされ、核のゴミ捨て場の不安が高い。

施設\区分	費用総見積	工 程
中間貯蔵施設	廃止措置 約82億円	具体的年数提示さず
東通(東北電力)	解体 約622億円	段階的に30年~40年程度
大間原発	建設中につき困難	同上
再処理工場(本体)	廃止措置 約1兆6千億円 (2021年6月には1兆6,800億円に変更)	段階的に35年程度
廃棄物管理	廃止措置で約100億円	段階的に5年程度
ウラン濃縮	見積前提条件定まらず見積できない	段階的に10年程度
MOX加工	約1,200億円 (2021年6月に1,300億円に)	同上
埋設施設	埋設地の付属施設の残存が想定されず費用は見込まない。	廃止措置が具体化した時に策定

## むつ市中間貯蔵施設操業阻止の論点

—再処理できず、搬出できないものは搬入させない—

中間貯蔵の大前提は核燃サイクルの安全にして完結の姿であるが、それは不可能

### 内 容

- 1、はじめに . . . . . 2 P
- 2、再処理できず、搬出できないものは搬入させない . . . . . 2 P  
〈18項目について〉
- 3、背景—核燃料サイクル政策と高レベル放射性廃棄物問題の経緯から、  
中間貯蔵の大前提は不可能
  - (1) 下北半島を中心とした国策失敗 . . . . . 6 P  
(原船むつ、むつ小川原開発等の教訓を)
  - (2) 核燃料サイクル政策失敗—政策の矛盾を隠し、青森県が最大の犠牲を . . . . . 7 P  
〈7項目について〉
  - (3) 高レベル放射性廃棄物—2045年の搬出の約束は困難 . . . . . 8 P  
〈6項目〉
  - (4) 下北半島に集積、増大される核のゴミ . . . . . 8 P  
〈5項目〉
- 4、若者が、下北の未来を自由に描き、実現するために . . . . . 9 P  
—下北の価値や魅力を活かし、挑戦できる環境は、脱・中間貯蔵、原発、核燃政策で—

## 1、はじめに

中間貯蔵施設は、同施設に搬入予定の使用済核燃料を50年後に、第二再処理工場(その時点で稼働している工場)に搬出することが原則となっていることから、50年後に、再処理工場が稼働しているか、確認する必要がある。(同施設が当初計画の 5,000tの施設に増設するとすれば50年～60年後と推計)

本県は、40年前に「核燃料サイクル施設受諾の際に、将来我が国のエネルギー政策は、プルトニウム利用のもんじゅを中心とした高速増殖炉の時代であるとの国、事業者の説明を受けているが、40年経って実現する見通しはほとんどない。

併せて、約30年前に、海外返還高レベルガラス固化体」を本県に30年～50年一時貯蔵した後最終処分場に搬出するとの国、事業者の説明と約束の下、六ヶ所で貯蔵することに同意したが、未だに最終処分地の候補地も決まらず、見通しもない。

50年後は、遠い未来のことではなく、目の前のことである。

ほぼ60年前に「原子力船むつ」の放射能漏れ事故があり、約50年前には「むつ小川原開発計画」の混乱と失敗があり、40年前、30年前は前述のとおりで、これらの国策に振り回され県論が二分、分断された歴史を忘れることはできない。

この度の能登半島地震は、地形が下北半島にも通じる点が多く、重大問題である。

原発の安全性、耐震性、避難計画について抜本的な見直しが必要で、それにより原発や再処理工場の稼働操業が遅れ、高レベル放射性廃棄物最終処分場選定にも影響が出ることが予想され、これまでの原子力政策のスケジュール等を大巾に見直しする必要があり、中間貯蔵施設政策も変更されるべきであります。

むつ中間貯蔵施設問題を論じるには、核燃料サイクル政策、とりわけ本格操業が計画されている六ヶ所再処理工場及び高レベル放射性廃棄物の搬出問題を避けることはできない。中間貯蔵施設操業阻止の運動は再処理工場本格稼働を阻止し、高レベル放射性廃棄物の長期貯蔵と最終処分地化を阻止する運動につながり、以下その主な論点について指摘する。

## 2、再処理できず、搬出できないものは搬入させない。

### ① 再処理工場計画なく、搬出できない。

50年～60年後に稼働している再処理工場の計画はなく、六ヶ所再処理工場は平成5年4月28日(1993年)に着工して、50年後には80年経ち、施設、設備の劣化、老朽化で稼働が困難と思われ、中間貯蔵施設から搬出される再処理工場はない。(あるとするならその根拠を求める)(軽水炉用だけでなくMOX燃料用再処理工場も必要である。)

### ② 使用済核燃料は、原発、再処理工場にも保管

使用済核燃料は、むつ中間貯蔵施設だけでなく、六ヶ所再処理工場及び関西電力が計画している中間貯蔵施設及び各原発サイトにも保管され、再処理を待っている状況下で、むつ中間

貯蔵施設に貯蔵されている使用済核燃料が優先的に再処理される根拠はない。

(中・長期的な再処理及びプルトニウム利用計画を求める)

③ 50年～60年先の原発運転の根拠なし

国は原発運転期間を「40年超」としたが、2023年11月時点で国内原発33基中運転開始から30年以上が20基、20年～29年が9基、10年～19年が4基であり、50年～60年後に運転が見込まれるのは最大4基である。新設計画が大間等数基あり、国が次世代革新炉や高速炉の開発に取り組むとしているが、能登半島地震の影響もあり50年～60年後にどれだけの原発が運転され、プルトニウムがどれだけ平和利用されるかは未定で、現時点では再処理見込みはないと言える。

(中・長期的な原発の新增設及び運転計画を求める)

④ 人口減少時代で原発は不要

約50年後の2070年には日本の人口は2020年比の7割(8,000万人台)との人口予測推計(国立社会保障人口問題研究所、2023年公表)もあることからその時点のエネルギー需給計画は現状よりも大巾に減少することが予測され原発、プルトニウムは必要なく、再生可能エネルギーと技術革新で対応できる。

(中・長期的なエネルギー需給計画を求める)

⑤ 中間貯蔵施設の安全性未確立

中間貯蔵施設が、今後50年～60年間の地震、津波等の自然災害や航空機等の事故が発生しても安全でかつ、ヒューマンエラー等の人的ミスも発生しないとの保証根拠はなく、能登半島地震により新たな知見を反映すべきであり、施設の安全性は確立されていない。

(安全性の根拠を求める)

⑥ 再処理工場の安全性未確立

再処理工場の危険性については、現時点でも耐震対策、航空機対策、ガラス固化技術の未確立や六ヶ所再処理工場での続出するトラブル、ミス、故障、事故等から不安、懸念は払拭されず、能登半島地震により新たな知見を反映すべきであり、安全性は確立されていないことから、再処理工場の稼働は困難である。

(再処理工場の安全性の根拠を求める)

⑦ 原発の安全性の未確立

運転期間40年超の原発及び大間原発も含む、プルトニウムの利用原発の安全性については事故時の避難対策も併せて確立されているとは言えず、能登半島地震により新たな知見を反映すべきであり、想定通り原発が運転される根拠はない。

(運転できるとする根拠を求める)

⑧ MOX 燃料の再処理計画はない

プルトニウム利用を進めるためには使用済 MOX 燃料の再処理計画及び再処理工場が不可欠であるが全く見通しが立たず、プルトニウム利用は進まず、再処理もできなくなる。

(使用済 MOX 燃料の再処理計画及び再処理工場計画を求める)

⑨ 高レベル放射性廃棄物最終処分場も未定・

再処理工場を本格稼働するためには高レベル放射性廃棄物最終処分場の操業も必要条件の一つで併せて原発運転期間を延長すれば再処理工場の稼働も延長となり、ガラス固化体も増え、最終処分場の規模、数を増やす必要がある。

現在でも処分場の選定は困難であり、能登半島地震より文献調査受け入れ自治体の出現は困難で2045年4月25日までの操業は不可能と言える。

⑩ 原発が運転していないのでは中間は不要

中間貯蔵施設に搬入される計画の使用済核燃料は、東京電力及び日本原電所有であることから 両社の原発が稼働していない状況下では、搬入の必要はない。

原発サイトでの貯蔵率は東京電力柏崎刈羽が81%、日本原電東海(84%)敦賀が(69%)

(必要ならば、原発稼働計画、核燃料貯蔵搬入計画等の根拠を求める)

⑪ 電事連会長の共同利用化は信頼できない

同施設は、東京電力及び日本原電の2社のみで利用し、使用済 MOX 燃料は搬入しないとの青森県及びむつ市との約束であるにもかかわらず、池辺電事連会長が度々「共同利用化」について発言しているのでは、信頼できない。

⑫ 共同利用化の本音

青森県とむつ市との約束を反故にしてまで電事連会長が「共同利用化」にこだわるのは、再処理の目途がたたない使用済核燃料を原発サイトに長期貯蔵されるのを原発立地自治体である福井県では拒否し、福井県に原発を抱える関西電力が関西地域内で中間貯蔵施設建設を実現できないことから、関西電力救済の本音がうかがえる。

福井県や関西地域内で中間貯蔵施設が拒否されているのは、使用済核燃料が再処理されずに長期貯蔵され、将来的に海外のほとんどの国がしているように使用済核燃料が高レベル放射性廃棄物として原発立地自治体及び中間貯蔵施設立地自治体に最終処分場が建設され、核のゴミ捨て場化される懸念、不安があるからである。

国、事業者の説明は「全量再処理」だから、核のゴミになることはないの一点張りだが、全量再処理は不可能なのは明白で、再処理されない使用済核燃料はいずれ「核のゴミ」となることは否定できない。

⑬ 安全協定は搬出の担保にならない

50年後の搬出の担保を安全協定や電力会社の確約書に求めるとするならば、現行の高レベル

放射性廃棄物一時貯蔵施設に関する安全協定及び電力会社からの確約書には法的拘束力がなく、又協定を実行しない場合の事業者と電力会社の措置、責任が明記されず、担保にならない。

⑭ 核のゴミ捨て場にさせない

再処理計画のない使用済核燃料がむつ中間貯蔵施設に長期貯蔵され、最終処分場のない高レベル及び低レベル放射性廃棄物(六ヶ所再処理工場生産及び海外返還一時貯蔵)が六ヶ所再処理工場に貯蔵、保管されるのは青森県が「核のゴミ捨て場」とのマイナスイメージが強くなり、認められない。

⑮ 国策に振り回された歴史を繰り返さない。

50年～60年を振り返れば青森県は国策に振り回され、失敗した歴史である。

その時々、国、事業者の説明は「バラ色の夢」にあふれていたものであったが、「絵に描いた餅」どころか、核のゴミのような次世代に「負の遺産」を増やす結果となったことは不定できず、私たちはそれを教訓とし、繰り返してはならない。

⑯ 国、電力会社は信頼できない。

中間貯蔵施設は、50年～60年を安全に維持し、その後に使用済核燃料を確実に搬出することを、国、RFS、電力会社に委ねることである。

しかし、これまでの原子力政策及び原子力施設における国、東京電力、日本原電及び電気事業連合会の対応は、福島原発事故やもんじゅ事故、むつ中間貯蔵施設の共同利用化構想、福島原発事故汚染水処理水の海洋放出問題や相次ぐ不祥事、トラブル、事故等で国民の信頼を失っていることから、50年～60年先の将来の生命や生活に関わることをこのような国、事業者、電力会社に委ねることはできない。

⑰ サイクルの輪は途切れ、中間貯蔵は成立しない

中間貯蔵施設の根本的問題は、核燃料サイクル政策が破綻したにも関わらず、それに固執して旧態依然たる政策を進めようとしていることにある。その矛盾が、将来計画のない再処理、プルトニウムを前提とした、中間貯蔵施設に表われ、青森県がその犠牲になる理由は存在しない。

中間貯蔵施設に関して、東京電力がむつ市に立地可能性調査を依頼したが、平成12年11月(2000年)で県、むつ市、東京電力、日本原電とで協定書を締結したのが平成17年10月(2005年)である。福島原発事故平成23年3月(2011年)もんじゅ開発中止平成28年12月(2016年)によって原子力施設への安全神話が崩壊し、プルトニウム利用計画が進まず、放射性廃棄物の最終処分地を確保できず、核燃料サイクルが実質破綻した際に、中間貯蔵施設計画を中止すべきであった。

中間貯蔵の大前提は、核燃料サイクル政策の安全にして完結の姿で、それは記述してきたように不可能である。

⑱ 50年、60年後に責任を持つ人も組織もない。

前述してきたように、中間貯蔵施設から搬出される担保、根拠は何処にもなく、全て「再処理すれば」「最終処分場ができれば」「安全であれば」「原発が稼働し、プルトニウムを利用すれば」の仮定の希望的観測でしかない。50年、60年後の原子力政策に責任を持てる人は現時点では誰もいない。

そういう政策、まして他地域で拒否されている核物質を本県に増やし、次世代に押し付けることを私たちはできない。

他県では、50年、60年後の将来を核物質で悩んでいる自治体はほとんどない。

人口減少が更に進行し、本県人口は21年後の2045年には824,0000人、2060年には615,480人、2080年は404,462人と予測(2018年、国立社会保障・人口問題研究所)もあり、将来に不安、リスク、ハンディを増やす核の施設と核物質は減らすべきである。

3、背景—核燃料サイクル政策と高レベル放射性廃棄物問題の経緯から、  
中間貯蔵の大前提は不可能

(1) 下北半島を中心とした国策失敗

① むつ製鉄の失敗

昭和38年4月(1963年)設立・昭和40年4月(1965年)解散

② 原子力船むつの放射線漏れ事故と母港問題

昭和42年11月(1967年)母港受入決める

昭和49年9月(1974年)放射線漏れ。

昭和49年10月(1974年)新定系港を6ヶ月以内に決定するとの4者協定

昭和56年5月(1981年)新母港を関根浜とする5者共同声明

平成2年2月(1990年)原船むつ実験航海終了

平成9年11月(1997年)～令和6年2月(2024年)

海洋地球研究船「みらい」関根浜母港活動「みらいⅡ(ツー)」の母港は未定  
原船むつ、研究船「みらい」で下北半島が日本の科学技術研究の先端を担う夢は幻となり、  
使用済核燃料という「核のゴミ」の母港とするのでは、むつ市民と青森県民に対する国策の裏切りの行為だ。

③ むつ小川原開発の失敗

昭和43年(1968年)青森県がむつ小川原開発の可能性、適正調査を委託

昭和44年(1969年)新全国総合開発計画

昭和46年(1971年)旧むつ小川原開発(株)設立

昭和47年(1972年)むつ小川原開発1次基本計画

昭和50年(1975年)むつ小川原開発2次基本計画

昭和54年(1979年)石油国家備蓄基地立地決定  
昭和55年(1980年)4月むつ小川原総合開発センターが解散  
昭和60年(1985年)同上計画に(付)として核燃料サイクルを加える一部修正  
平成13年(2001年)新むつ小川原開発(株)設立  
平成13年(2001年)旧むつ小会社特別清算手続終了  
平成18年(2006年)イーター関連施設建設予定地決定  
平成19年(2007年)新むつ小川原開発基本計画  
※ 同上計画失敗の後始末に「核燃料サイクル」を受諾したと考えざるを得ない。

(2)核燃料サイクル政策失敗—政策の矛盾を隠し、青森県が最大の犠牲を払う理由はない。

- ① 昭和59年(1984年)4月電気事業連合会より下北半島太平洋側立地について、原子燃料サイクル事業の包括的協力要請。  
同年7月に3施設の六ヶ所立地協力要請(ウラン濃縮・低レベル埋設・再処理)
- ② 昭和60年(1985年)4月9日、北村知事、県議会全員協議会で協力要請受諾判断し、報告。
- ③ しかし、3施設はその後、海外返還高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設、MOX 燃料加工工場、海外返還低レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設が追加され、更にむつ市に核燃料サイクル政策の一環として中間貯蔵施設が計画されている。
- ④ 一方で、再処理工場の竣工は26回延期となり、高レベル放射性廃棄物一時貯蔵期間の最短である30年は不可能となり、最長の50年の約束が果たされる可能性も極めて小さい。
- ⑤ 国の政策は、もんじゅ開発中止によってプルトニウム利用が進まず、福島原発事故等による原子力施設の安全神話が崩壊し、国と事業者の原子力政策と原子力事業に対する国民の信頼が失われ、新たな原子力施設の立地、操業及び放射性廃棄物最終処分地を確保できず、核燃料サイクルの輪は完全に途切れたどころか、原発、再処理、廃棄物対策、安全性などの一つ一つのピースさえ機能不全となり、核燃料サイクル政策は完全に失敗した。
- ⑥ にも関わらずその矛盾を隠すために、使用済核燃料を再処理するための六ヶ所再処理工場を稼働し、使用済核燃料の保管と高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵及びむつ中間貯蔵施設に固執し、その犠牲が特に青森県に多く押し付けられている。
- ⑦ 当初より県民に多くあった「青森県が核のゴミ捨て場」にされる不安、懸念は高まるばかりである。  
昭和60年(1985年)北村知事が協力受諾の理由の一つにあげた「青森県の産業構造を高度化」し、県民特に農業者の所得向上と地域振興を図るとの構想も実現していないのは、今日の本県の県民所得や人口減少率等の全国的位置から見ても明らかである。  
この点においても県政として核燃料サイクル政策に協力する判断は歴史的な間違いであったと言える。

### (3) 高レベル放射性廃棄物—2045年の搬出の約束は困難—

- ① 平成7年(1995年)4月26日、海外から返還が始まった高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)は、一時貯蔵期間を30年～50年とする事業者との安全協定がある。  
又、国から青森県を最終処分地としない確約書が担当大臣から、これまでの三代の知事に通知されている。  
更に、各電力会社からも搬出の確約書が知事に出されている。
- ② このことによって、国、県、事業者は青森県が最終処分地にならず、遅くとも50年後には本県から最終処分場に搬出するとし、本県を最終処分地としない県条例の制定及び立法化は必要なく、搬出についての立法化も必要ないとしてきた。
- ③ しかし、最終処分場の操業までには調査、工事等で約30年必要とし、搬出期限の2045年4月25日まで残り21年余しかないのに候補地も決まらず調査の第1段階ある文献調査(約2年必要)を2ヶ所で実施しているのみで、このままでは、2045年4月25日までに最終処分場の操業することはほぼ可能である。
- ④ にも関わらず、今後の具体的なスケジュールも示さず、安全確保のための法的整備の目途も示さないのでは、候補地どころか、その入口の文献調査さえ受け入れる自治体は2自治体以外になく、この度の能登半島地震により、調査受け入れる自治体の出現は更に難しく、2045年4月25日までに最終処分場が操業できる保証、根拠は何処にもない。
- ⑤ 搬出期限が近づきつつあるのに安全協定と確約書をタテに国、県、事業者の対応は、他人事で無責任の極みと言わざるを得ない。
- ⑥ 法的根拠のない安全協定や国、事業者の確約書は県民のためにならない。以前、国、県、事業者はこのような確約を反故にしてきた歴史が原子力むつの母港問題や福島原発事故トリチウム汚染の処理水の海洋放出等であったことを忘れてはならない。

### (4) 下北半島に集積、増大される核のゴミ

- ① 下北半島に立地、計画されている原子力施設には、最終処分方法及び最終処分地の決まらない核のゴミが多くあり、これらが本県での貯蔵が更に延長され、実質最終処分場化にされる不安が高い。
  - ㊦ 旧原子力船むつの放射性廃棄物
  - ㊧ ウラン濃縮工場の放射性廃棄物
  - ㊨ 六ヶ所再処理工場で生産される高、低レベル放射性廃棄物
  - ㊩ 海外返還高レベル放射性廃棄物
  - ㊪ 海外返還低レベル放射性廃棄物も、今後搬入予定で一時貯蔵
  - ㊫ 立地されている原子力施設(再処理工場・ウラン濃縮工場・原発等)が解体されて発生する放射性廃棄物
- ② 昭和59年(1984年)7月に電事連が示した資料では低レベル埋設センターには、将来原発を解体廃止して発生する低レベル放射性廃棄物の計画が記載されている。

県は本県の搬入拒否を明らかにすべきなのに明言しないので、不安は高まる。

- ③ 東通原発の使用済核燃料は六ヶ所村再処理工場搬入の予定であるが、大間原発の使用済MOX燃料の搬出先と保管期間は未定で、各れも今後の原子力政策の動向次第で先行き不透明で不安は高まる。
- ④ 既に操業している低レベル埋設センターには、全国の原発運転で発生する低レベル放射性廃棄物が今後も原発が運転されている間搬入され、量は増えいつ終了するかわからず、いつまでもその不安が続く。
- ⑤ 福島原発事故で発生し、福島県に中間貯蔵されて放射性廃棄物を始めとした低レベル放射性廃棄物の最終処分地、処分方法も未定であり、青森県に搬入されない保証がない。

#### 4、若者が、下北の未来を自由に描き、実現するために —下北の価値や魅力を活かし、挑戦できる環境を—

- (1) 脱・中間貯蔵、原発、核燃料サイクル政策を基本とし(仮)下北未来ビジョンを住民主体で策定する。  
(内容は省略します。下北の皆さんでつくる。国の原発共創会議の地域将来像に対抗して)

## むつ中間貯蔵施設安全協定について

### （１）方針

- ① 市民、住民、県民説明会や公開質問状、及び県、市議会で国、県、市、電力会社、FRSの対応を求める。
- ② 安全協定の無力さは高レベル放射性廃棄物で証明済みで、これを教訓として、十分な検討と対話を重ね、協定を締結させない運動を展開。
- ③ 安全協定締結は、むつ市、下北半島の未来を決定する極めて重大で新たな局面を迎えたことを市民等にアピールし、協定締結を阻止し、施設計画中止をめざす。
- ④ 中間貯蔵施設のためのオフサイトセンターをむつ市役所近くに設置しようとしている（３月４日議会答弁）ことは施設の危険性を認めていることから安全性の確認必要。
- ⑤ 使用済核燃料は、再処理されなければ外国のように高レベル放射性廃棄物同様１０万年間の地層処分必要で、操業は核のゴミ捨て場につながる。
- ⑥ 原発立地自治体は上記の不安から原発サイトでの中間貯蔵を認めていないのに、むつ市で操業する理由はない。

### （２）協定の前に確認すべきこと。（できない場合は協定締結せず）

（高レベル放射性廃棄物の際の、国、電力会社からの確約書及び再処理工場の覚書きがあるが、無力でこれを教訓とする。）

- ① ５０年後に搬出する根拠、担保としての再処理工場操業計画及びプルトニウム利用計画を国、電力会社に求める。（再処理計画は、軽水炉用とMOX燃料用の両方必要）
- ② 同上を裏付けるための５０年後の全量再処理、原発、プルトニウム利用のエネルギー、原子力政策（国に求める）
- ③ 高レベル放射性廃棄物最終処分場の見通しと増設計画。  
（原発運転期間が延長されれば１ヶ所で足りなくなる。）
- ④ 東電及び日本原電の原発、再稼働計画と中間貯蔵必要性の根拠。  
（国、及び電力会社に求める）
- ⑤ 施設、関根浜港及び周辺的安全性（地震・津波・航空機等）
- ⑥ 避難計画の策定（県及びむつ市、３０km圏周辺自治体）
- ⑦ オフサイトセンターの設置。
- ⑧ 協定当事者として、施設周辺３０km自治体を認め、その権限は、青森県、むつ市と同等とする。

### (3) 協定の当事者と手続き

- ① 青森県、むつ市、30km圏市町村、電事連、東電、日本原電、RFS、国とする。
- ② 50年後の搬出の決定権はRFSに無く、東電、日本原電にある事から両社も当事者とする。
- ③ 県民、むつ市民、住民（30km圏）説明会を複数回開催する。
- ④ 全国的なパブリックコメントの実施。（東電、日本原電の問題は全国的な問題だから）

### (4) 協定の名称及び法的根拠の必要性

- ① 高レベル放射性廃棄物のような紳士協定でなく、法的拘束力を有する法的根拠のある例えば「むつ中間貯蔵施設の安全確保と搬出に関する契約書」
- ② 高レベル放射性廃棄物で管理期間を30年～50年としても、実行される見通しはゼロに近い。
- ③ 同協定で違反時の措置と明記しても内容は曖昧で、罰則規定がないから実効性がなく、国、事業者の対応は不誠実である。
- ④ 従って、管理期間が延長される可能性が高く、それだけ県民の不安、苦悩は続き、同様の問題を繰り返さないために、法的根拠を有する内容、名称とする。

### (5) 協定の内容（高レベル放射性廃棄物を参考に）

- ① 県民、市民、住民の参加と情報公開を原則とし、契約に関する全ての文書を永久保存することを明記（以下、明記を略）
- ② 使用済MOX燃料を搬入しない。
- ④ 東京電力福島原発事故炉の使用済核燃料は搬入しない。
- ⑤ 管理期間50年の期間終了後直ちに電力会社が搬出する。
- ⑥ 違反等の措置を明確にし、施設の中止、廃止を含む罰則規定を設ける。
- ⑦ 増設条件の明確化と事前了解。
- ⑧ 年間搬入計画の事前提出の明確化。
- ⑨ 輸送計画の1ヶ月前の提示及び事前了解。
- ⑩ 平常時及び異常時の報告内容の具体的明確化と事業者、電力会社の義務の明確化。
- ⑪ トラブル事象への対応内容の具体的明確化と事業者、電力会社の義務の明確化。
- ⑫ 立入調査の事業者、電力会社の義務の明確化。
- ⑬ 放射性廃棄物の保管管理及び搬出の時期と事業者、電力会社の義務の明確化。
- ⑭ 環境放射線等測定の公表及び事業者、電力会社の義務の明確化。
- ⑮ 監視評価会議に県民、市民、住民参加を保証し、公開を原則とし、事業者、電力会社の

義務の明確化。

- ⑯ 使用済核燃料の搬入時の1基毎の所有者、製造年月日、放射エネルギー、線量当量率、外観等を報告し、情報公開する。
- ⑰ 管理期間中の使用済核燃料1基毎の放射エネルギー、線量当量率等を毎年度報告し、情報公開する。
- ⑱ 措置の要求に対する、事業者、電力会社の義務の明確化。
- ⑲ 損害の賠償の事業者、電力会社の義務の明確化。
- ⑳ 風評被害に関わる措置の具体的内容の明確化と事業者、電力会社の義務の明確化。
- ㉑ 安全、防災対策の事業者、電力会社の義務の明確化。
- ㉒ 住民に特別な広報を行う際の事前協議の明確化。
- ㉓ 関連事業者に関する事業者、電力会社の連帯責任の明確化。
- ㉔ 50年の管理期間後に使用済み核燃料が搬出された際に直ちに施設の廃止解体することの事業者、電力会社の義務の明確化。
- ㉕ 施設の廃止、解体に伴い発生する放射性廃棄物の即時搬出義務の明確化。

## 下北半島原子力の歴史と核のゴミ捨て場の不安

別紙(3)

年月	東通原発 四ヶ所の廃止と真岡原発	年月	原船むつと中間貯蔵施設	年月	六ヶ所むつ小川原開発と 核燃料サイクル	年月	大間原発	年月	国の動き
S.39.10	村議会誘致決議							S.30.12	原子力三法公布
S.40.5	県議会請願採択							S.41.7	東海原発営業運転開始
		S.42.9	大湊母港決定						
				S.43.	県がむつ小川原可能性調査 (日本工業立地センターの報告 書には原発・再処理、濃縮の記 新全総むつ小川原開発				
								S.45	敦賀1号・美浜1号原発営業 運転開始
								S.46	福島1号営業運転開始
		S.49.9	放射線漏れ事故						
						S.51.4	商工会原発誘致請願		
						S.51.6	町議会誘致請願採択		
								S.54.3	米ヌーヴェル島 原発事故 東海再処理工場 運転開始
		S.56.5	関根浜に新母港決定					S.56.1.	
						S.58.3	9電力社長会、電源開発 ATR(新型転換炉)了承		
				S.59.4	電事連知事に核燃料サイクル を太平洋側に協力要請				
				S.59.7	電事連県と村に核燃料サイク ル協力要請				
				S.60.4	北村知事要請公表			S.61.4	ソ連チェルノブイリ原発事故
									原子力長計に高レベル最終 処分を2030年代から遅くと も2040年代半ば開始
				H.6.11	高レベル最終処分地にしない 回答書(国・電事連)			H.6.6	
				H.6.12	高レベル安全協定				
				H.7.4	高レベル放射性廃棄物搬入 高レベル本村知事確約書受け			H.7.12	もんじゅナトリウム火災事故
H.8.7	東北電力1号機知事 意見回答					H.8.7	ATRからフルMOX燃料に 変更		
				H.9.9	国、核燃料サイクル協議会設 置			H.9.2	電事連フルサイクル計画公 表(2010年までに16~18基)
		H.9.11	海洋地球研究所 「みらい」関根浜母港	H.10.7	再処理の核燃料搬出の覚書締 結(県、村と原発)			H.9.3	東海再処理プラント 回化爆発事故

年月	東通原発	年月	原船むつと中間貯蔵施設	年月	六ヶ所むつ小川原発と核燃料サイクル	年月	大間原発	年月	国の動き
				H.10.10	原燃輸送データ改ざん公表			H.10.9. 10.12	高レベル最終処分地にしない 回答書を国が岐阜県と 北海道知事に通知
						H.11.7	国にATRについて知事異 議なし意見提出	H.11.9	東海村JCO臨界事故・ MOX燃料データ捏造発覚
		H.12.11	むつ市東電に 可能性調査依頼	H.13.8	MOX加工協力要請			H.12.5	特定放射性廃棄物(高レベル 最終処分)に関する法律制定
				H.13.12	再処理プール水漏洩				
		H.15.6	むつ市長中間貯蔵 誘致表明	H.15.12	電事連・パットクエントコスト 19兆円試算公表			H.14.8	東京電カトラブル隠し発覚
H.16.12	東北電力1号機 試運転開始			H.16.11	再処理ウラン試験安全協定			H.16.8	美浜原発事故
				H.17.4	MOX加工基本協定				
		H.17.10	青森県・むつ市・東京電 力						
				H.18.3	再処理アクリゾ試験 安全協定				
				H.18.10	海外返還 低レベル一時貯蔵要請				
				H.20.4	高レベル放射性廃棄物 三村知事確約書受ける			H.19.5.	高知県東洋町 核ゴミ拒否条例
								H.20.3	高レベル最終処分計画 閣議決定(平成40年代 後半)用途に処分開始)
				H.22.8	一時貯蔵の受諾知事公表				
H.23.2	定期検査停止					H.23.3	東日本大震災により 本体工事休止	H.23.3	東日本大震災で 福島原発事故発生除染土壌 等の中間貯蔵開始後30年以 内に県外で最終処分すること を中間貯蔵、環境安全機法に 東電、福島県、福井県に「処理水 を関係者の理解なしにはいか なる処分もおこなわない」と確 約文書を交付
H.23.3	東日本大震災で停止					H.26.12		H.26.12	福島原発事故発生除染土壌 等の中間貯蔵開始後30年以 内に県外で最終処分すること を中間貯蔵、環境安全機法に 東電、福島県、福井県に「処理水 を関係者の理解なしにはいか なる処分もおこなわない」と確 約文書を交付
		H.26.1	新規制基準申請					H.27.5	
H.26.6	新規制基準申請			H.26.6	再処理新規制基準申請	H.26.12	新規制基準申請	H.28.12	もんじゅ廃止決定
								R元.12	和歌山県白浜町 使用済核燃料拒否条例
								R.2.11	北海道2町村高レベル最終処 分地文獻調査開始
				R.2.12.	電事連ブルサーエールを 2030年度までに12基				
				R.3.6	再処理総事業費14.4兆円			R.3.4	柏崎運転禁止命令



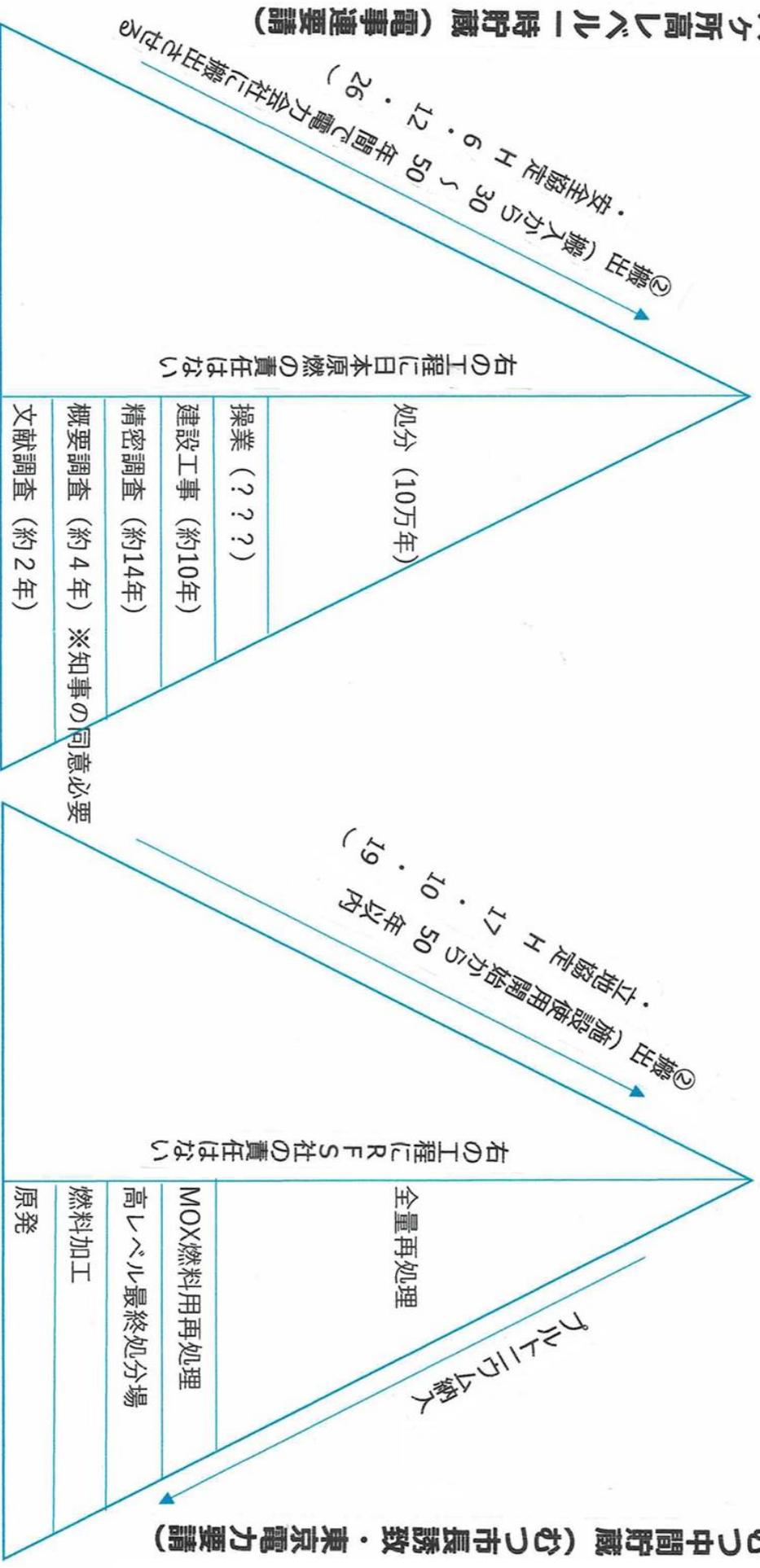
## 中間貯蔵安全協定想定手続き(案)

	手続き
1	協定(案)公表
2	県・市議会意見聴取 (期間流動的)
3	県・市民説明会 (場所・回数不明)
4	パブリックコメント実施 (通常は1ヶ月)(県市民アンケート?)
5	市長村長会議
6	県原子力政策懇話会
7	国との核燃料サイクル協議会 (国会、政局の日程で流動的)
8	県議会原子力エネルギー特別委員会 又は県議会全員協議会(国・事業者出席)
9	50年後搬出の契約書又は確約書あるいは覚書
10	県議会開会(むつ市議会)
11	知事・むつ市長、判断
12	協定締結(青森県・むつ市・RFS・電力会社・電事連・?)
13	核燃税議決 県議会(臨時会?)(内容によってはむつ市議会も)
14	周辺市町村安全協定締結(事前に議会・住民説明会)
15	搬入

# 高レベルと中間貯蔵に共通する無責任構図 (50年後に責任を果たす人がいない!)

最終処分場 (NUMO)

再処理工場 (再処理機構)



【原燃】

【電力会社】

【RFS社】

【電力会社】

① 保管 (H7.4.26開始)

③ 搬出 (???)

④ 期間延長 (拒否)

※振り回され、悩まされる青森県と六ヶ所村

① 貯蔵

③ 返却 (???)

④ 期間延長 (拒否)

※振り回され、悩まされる青森県とむつ市